

令和2年第5回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年5月8日					
招集の場所	嘉麻市役所本庁舎5階 5A会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和2年5月8日 14時 30分	開会宣言	岡本喜久生			
	閉会 令和2年5月8日 15時 02分	閉会宣言	岡本喜久生			
付議案件	① 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について ② 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について ③ 議案第16号 農用地利用集積計画（案）の決定について ④ 通知第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 15名			欠席 0名		
議事録署名委員	1 番	縄 田 緑	2 番	萩 尾 邦 広		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	井 桁 徹 典	局長補佐	永 水 史 朗		
農業委員 出席状況	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	縄 田 緑	○	9	縄 田 秀 史	○
	2	萩 尾 邦 広	○	10	山 口 義 文	○
	3	嶋 田 尋 美	○	11	品 原 勇 二	○
	4	辻 田 茂	○	12	山 田 恵 子	○
	5	縄 田 精 二	○	13	浅 田 信	○
	6	日 高 寛 司	○	14	岡 本 喜 久 生	○
	7	田 中 久	○	15	小 山 修	○
	8	梶 原 徳 幸	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠
	牛 隈	中 島 嘉 喜	○			
	光 代	山 口 朝 光	○			

第5回嘉麻市農業委員会総会（令和2年5月8日）

事務局長補佐 それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。
会議を始めるにあたりまして、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードをお願いいたします。本日の出欠状況をご報告させていただきます。在任委員15名中、全員出席であり過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

【配布資料の確認】

開会に先立ちまして事務局からご連絡いたします。
新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発令されておりますので、感染拡大防止のため窓開けと、席を離しての会議とさせていただきます。3密のうち密閉と密接の配慮を行っているところであります。また、短時間での開催とするため農業委員会憲章の朗読及び各議案に対する事務局の説明、それから現地確認につきましても当分の間中止させていただきたいと思っておりますので、委員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

事務局長補佐 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副会長 只今より、令和2年第5回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長補佐 小山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局長補佐 それでは、会長より議事進行をお願いいたします。

議長 本日の議事録の署名の委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ございませんか。

会場 【異議なしの声】

議事録署名委員に1番の縄田委員と2番の萩尾委員にお願いします。
それでは、審議に入ります。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。先ほど事務局からお知らせがありましたとおり、当分の間は、事務局の説明を省略させていただきます。
それでは、2ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号1
申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇番地〇 地目：田 地積：1,963m²
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 69歳
申請人譲渡人：福岡市〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 60歳 外2名

譲受人耕作地自作地：19,674.56m² 借入地：9,672m² 計：29,346.56m² 貸付地：3,100 m² 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地自作地：1,963m² 借入地：なし 計：1,963m² 貸付地：5,195 m² 申請事由：規模縮小

権利内容：所有権移転売買

譲受人は、嘉麻市の下限面積の要件である耕作地 4,000 m² をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われる。農地法第 3 条第 2 項各号にも該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われる。

議 長 審議番号 1 番の説明を地区担当中島推進委員にお願いいたします。

中島推進委員 ご報告いたします。2月27日に〇〇氏が私のところに来られて、所有権移転したいということでした。現地を確認したところ、表土を剥ぎ整地をされておりました。近隣の許可等を得て作業をしているとのことでしたのでご報告します。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、質問はございますでしょうか。

縄田（緑）委員 工事を進められているとのことですが、農業委員会で可決する前にそういった行為は可能なのでしょうか。

中島推進委員 工事というか、笹などで少し荒れていたもので、表土を剥ぎ2枚の田を1枚に整地する作業だったと思います。昨日、改めて確認に行ったところ、きれいに農地として整地されておりました。少し荒れていたものを、畑として使えるように自身で作業されておりましたということです。

議 長 よろしいでしょうか。

会 場 【了承の声】

議 長 それでは、採決に入ります。審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案通り許可することに決しました。続きまして、5 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 2

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇番地〇外 4 筆 地目：田 地積計：7,032m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 45 歳

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇 95 歳

譲受人耕作地自作地：14,409m² 借入地：43,824m² 計：58,233m² 貸付地：なし 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地自作地：7,032m² 借入地：なし 計：7,032m² 貸付地：6,252 m² 申請事由：規模縮小

権利内容：所有権移転贈与

譲受人は、嘉麻市の下限面積の要件である耕作地 4,000 m²をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われる。農地法第 3 条第 2 項各号にも該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われる。

審議番号 2 番の説明を地区担当山口推進委員にお願いいたします。

山口推進委員

西郷、光代の推進委員をしています山口です。よろしくお願ひします。〇〇氏より田を売りたいという相談がありましたのでお聞きしたところ、今まで長く〇〇氏に利用権を設定し耕作してもらっていたとのこと。次のページを見ていただくとわかりますが、水が一番下になります。右から流れてくるのですが、水あたりがすごく悪く今は牧草を植えてあります。〇〇氏は牛を飼っていて、牧草を植えていて長く田としては作ってないのですが、〇〇氏も高齢となり今後のこともあるので、管理をきれいにしていただくということで、無償譲渡をしたいということをお聞ひしています。特に問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議

長

地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 2 番について質問はございますでしょうか。

会

場

【なしの声】

議

長

それでは、採決に入ります。審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会

場

【全員挙手】

議

長

賛成多数であります。よって、本案は原案通り許可することに決しました。続きまして、8 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 3

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇番地 地目：田 地積：1,863m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇 66 歳

申請人譲渡人：福岡市〇〇区〇〇〇〇 〇丁目〇〇番〇号 亡〇〇〇〇 相続財産
管理人 司法書士 〇〇〇 43 歳

譲受人耕作地自作地：31,270m² 借入地：22,341m² 計：53,611m² 貸付地：なし 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地自作地：1,863m² 借入地：なし 計：1,863m² 貸付地：なし 申請事由：規模縮小

権利内容：所有権移転贈与

譲受人は、嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m² をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われる。農地法第 3 条第 2 項各号にも該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われる。

審議番号 3 番の地区担当推進委員の説明であります。本案は、地区担当〇〇推進委員が当事者でありますので、代わりに山口委員に説明をお願いいたします。

山口委員 説明します。所有者の〇〇〇〇さんが亡くなられて、法定相続人がいないということで司法書士の〇〇氏が相続財産管理人となっておられます。問題の土地は、芥田地区での多面的支援事業の中にありまして、毎年地元の方が草刈等行っておりましたが、相続財産管理人の〇〇氏に連絡を取ったところ管理ができないので買ってもらえるとありがたいということでした。隣接地が〇〇氏の田ですので、〇〇氏が買うということです。〇〇氏の隣接の土地でもありますので特に問題はないと思われるので、よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 3 番について質問はございますでしょうか。

会場 【なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案通り許可することに決しました。続きまして、11 ページをお願いいたします。議案第 15 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

農地法第 5 条第 1 項関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇〇 〇〇〇〇番地 登記地目：田 現況地目：田 地積：計 1,270m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：貸資材置場及び駐車場 契約の種類：所有権移転売買 農地区分：第 1 種農地

地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ない。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当する。

説明を地区担当中島推進委員をお願いいたします。

中島推進委員	ご報告いたします。〇〇氏と〇〇氏が両者来られまして、資材置場及び駐車場ということで〇〇氏の土地を売りたいということで連絡がありました。現地を確認しましたら周りは整地してあり、その中の田を売買するということで特に問題はないと思われます。以上です。
議 長	只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。本案について、ご質問はございませんか？
縄田（緑）委員	当該地は道が狭いのですが、資材置場ということは大型車両が通るとのことですよ、従業員の車両は大きくはないとは思いますが。交通安全面での通知とか、騒音に対する近隣住民の承諾とかされているのか疑問に思います。
事務局長補佐	道路についての確認はしておりませんが、近隣の農事区長や行政区長には説明をしてであると聞いています。このことについて確認できる書類の提出はございません。口頭での確認を行っております。また、会社住所は桑野でございますが、代表者は牛隈の住民であり、地元地域振興のためということで了解を頂いているとのこととです。
縄田（緑）委員	納得いかないですね。この土地は、〇〇氏が従前から持たれていた土地ではなく、売買で取得した土地ですよ。売買ということは農業をするために取得したのであって、その後このようなことになってるという事に対してですね。進入路の入り口も狭いし、道路自体も狭いですよね。
中島推進委員	私も、道が狭いのでここの場所は難しいのではないかと投げかけました。何トン車までの大型車が入るとの説明はなかったが、反対側から入るので大丈夫ですとの返事はもらっています。
縄田（緑）委員	もし事故等が起こった場合は、農業委員会がなぜ許可したのかということで責任が問われると思います。そういう部分で、近隣住民の方の承諾やトラックの大きさの問題について、大里興業は反対から入るから大丈夫と言われてはいますが、客観的に見て大丈夫なのか検討の余地はあると思います。
事務局長	縄田（緑）委員から質問があった件についてでございますが、農地転用の農地法第5条の必要書類の中には農事区長の同意はございますが、近隣住民との書面での同意というのは県の許可条件には含まれておりません。そのため、近隣住民には口頭で説明をお願いすることしか農業委員会としてはできないと思います。それから、道路についてですが、土木課管轄になりますので、この道路について重量制限や大型車の通行制限の規制がありませんので、もし、大型車が入って舗装を傷めるとかがあれば土木課から補修願を出して補修をさせるようなことになるかと思っております。先ほど推進員から説明のあったように反対側から入るにしても、4トン車程度かなと思っております。

縄田（緑）委員 確定はしてないわけですね。

事務局 長 はい。

縄田（緑）委員 農事区長の同意があれば良いのですね。それを皆で確認すれば良いと思います。

事務局 長 農事区長からは排水の同意が出ています。水を流すことに関してのものです。

縄田（緑）委員 そういうのを整理しないと何かあったときに農業委員会の責任が問われると思います。この件については、私は賛成とは言えません。皆さんで多数決を取られるんでしょうけど。

議長 他にご質問はないですか。

日高委員 関連で今の問題ですが、例えば農業委員会として認められる範疇と土木課の範疇の問題、それから道路交通法の問題、そういったものが絡んでいると思います。ここで審議ができるのは、農業委員会の範囲ということだけに限られると思います。農業委員会としての範囲がどこからどこまでを審議いただければ良いときちんと整理して提案をされ、その他の問題は、こういうことですよと横の連絡で解決を図ることが可能ではないか思います。ですから、今日の我々の審議の範囲は、農業委員会としてどこまで審議すべきか、そして農業委員会としてこれで良いということであったならば、その他の道路の幅員の問題、交通の問題、騒音の問題といったものはそれぞれ関係の部署に横の連携で問題がないかの連絡をし、後の対応はそれぞれの部署に任せなければならないと思います。

事務局 長 今、委員が言われたとおり、農業委員会は農地の転用という部分での審議になります。土木課その他への連携というのは十分図っていきたいと思います。農業委員会としては書類上の問題はなく農地転用の許可できる物件になっています。

議長 他にご質問はないですか。それでは質問もないようですので、採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

会場 【はいの声】

議長 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【賛成多数】

議長 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件ですので県に進達したいと思います。続きまして、18 ページをお願いいたします。議案第 16 号農用地利用集積計画(案)

議 長 の決定についてを議題といたします。なお、本案については利用権設定 5 番及び 34 番が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員、〇〇委員の退席をお願いします。

【審議内容】

(1) 利用権設定 新規：25 件 63 筆 92,449m² 更新：45 件 145 筆 249,681m² 計：70 件 208 筆 342,130 m²

(2) 所有権移転 3 件 10 筆 16,471 m²
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われる。

会 場 【委員退席】

議 長 それでは、本案についてご質問はございませんでしょうか。

縄田（緑）委員 27 ページの 42 番の〇〇〇〇〇氏が新規契約ということですがけれども、この方は外国の方ですか。

事務局 長 この方は、外国の方ですね。農政係にいられているのを見かけます。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

会 場 【なしの声】

議 長 それでは質問はないようですので、採決に入ります。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思えます。
ここで〇〇委員さん、〇〇委員さんの入室をお願いします。

会 場 【委員入室】

議 長 続きまして、29 ページをお願いいたします。通知第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。本件は報告のみでございますので、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 続きまして、32 ページをお願いいたします。会議次第 6 番報告事項「農地法第 5 条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書について」を議題といたし

議 長	<p>ます。</p> <p>【内容】</p> <p>場所：〇〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番地外 6 筆 地目台帳：田 現況：田 面積計：3,057.4 m² 転用事業の内容：県営嘉麻地区土地改良事業（農業用排水路整備）で実施する水路工事の資機材搬出入路として使用するため仮設道路を設置する。</p> <p>転用期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日</p> <p>本件も報告のみでございますが、ご質問はございませんか。</p>
会 場	【なしの声】
議 長	最後に、会議次第 7 番その他に入らせていただきます。事務局の説明を求めます。
事務局 長 補 佐	<p>その他について</p> <p>【次回総会の日程について】</p> <p>【総会時の軽装（クールビズ）の実施について】</p> <p>【人・農地プランの進捗状況について】</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	委員さんから何かございませんでしょうか。
会 場	【なしの声】
事務局 長 補 佐	閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。
副 会 長	以上をもちまして、令和 2 年第 5 回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

1 番委員

2 番委員
